

「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える～支援から協働へ～」 ーコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的推進ー

清須市地域学校協働本部

1 はじめに

未来を担う子どもたちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う体制を構築することが必要です。そのため、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」と幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を一体的に推進します。

本市は、平成20年度より「学校支援地域本部」を設置し、この学校支援地域本部をベースに、学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築しています。

15年目となる今年度は、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へと発展させ、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域学校協働活動の理念の下、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取り組みができるよう、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取り組みを実施できるような体制を整えていきたいと考えています。

2 本市における取り組み

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が様々な課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められています。

このような状況のなかで、これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

このため平成18年に改正された教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。また、平成20年2月の中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)」では、社会全体の教育力を向上させることが必要であり、共同、共生、共育の視点が大切であるとの提言がなされています。

学校支援地域本部事業は、こうした流れを具現化するものであり、学校を支援すると同時に地域の教育力を向上させ地域を活性化するため、地域の窓口役として地域コーディネーターを配置し、その調整により、学校の教育活動について地域の方々にボランティアとして協力していただく仕組みづくりを進める取組として、平成20年度から実施されました。

文部科学省の委託を受け、愛知県内でも、学校支援地域本部事業の先駆的な存在となったのが、西枇杷島地区(西枇杷島中学校、西枇杷島小学校、古城小学校)をモデル事業として、スタートさせた本市の取り組みの始まりです。

平成21年度には、2名の地域コーディネーターを設置し、平成22年度からは、読み聞かせボランティア養成講座を定期的で開催する等、ボランティアの育成にも、取り組み始めました。

平成23年度からは、地域コーディネーターの発掘とともに、清洲東小学校、春日小学校。平成24年度から、清洲中学校、星の宮小学校。平成25年度から、清洲小学校、新川小学校。平成26年度から、新川中学校。平成27年度から、春日中学校、桃栄小学校。と、地道に活動を広げ、現在では、市内全ての小中学校で活動しています。その活動内容が、他の規範と認められるとの評価を受け、平成29年12月に、「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣賞の表彰を受け、これまでの実績に高い評価をいただきました。

平成30年7月には、西枇杷島中学校が、安心・安全な学校づくりを推進している功績を評価され、「内閣総理大臣賞」を受賞しました。これは、西枇杷島中学校が、学校支援地域本部事業とと

もに、防災教育に力を入れ、家庭や関係機関との連携を継続的に行うことで、地域に貢献する人づくりを目指しており、安全教育の推進に寄与していることへの評価です。

平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地域創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」がとりまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との共同体の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備すること等が提言されています。

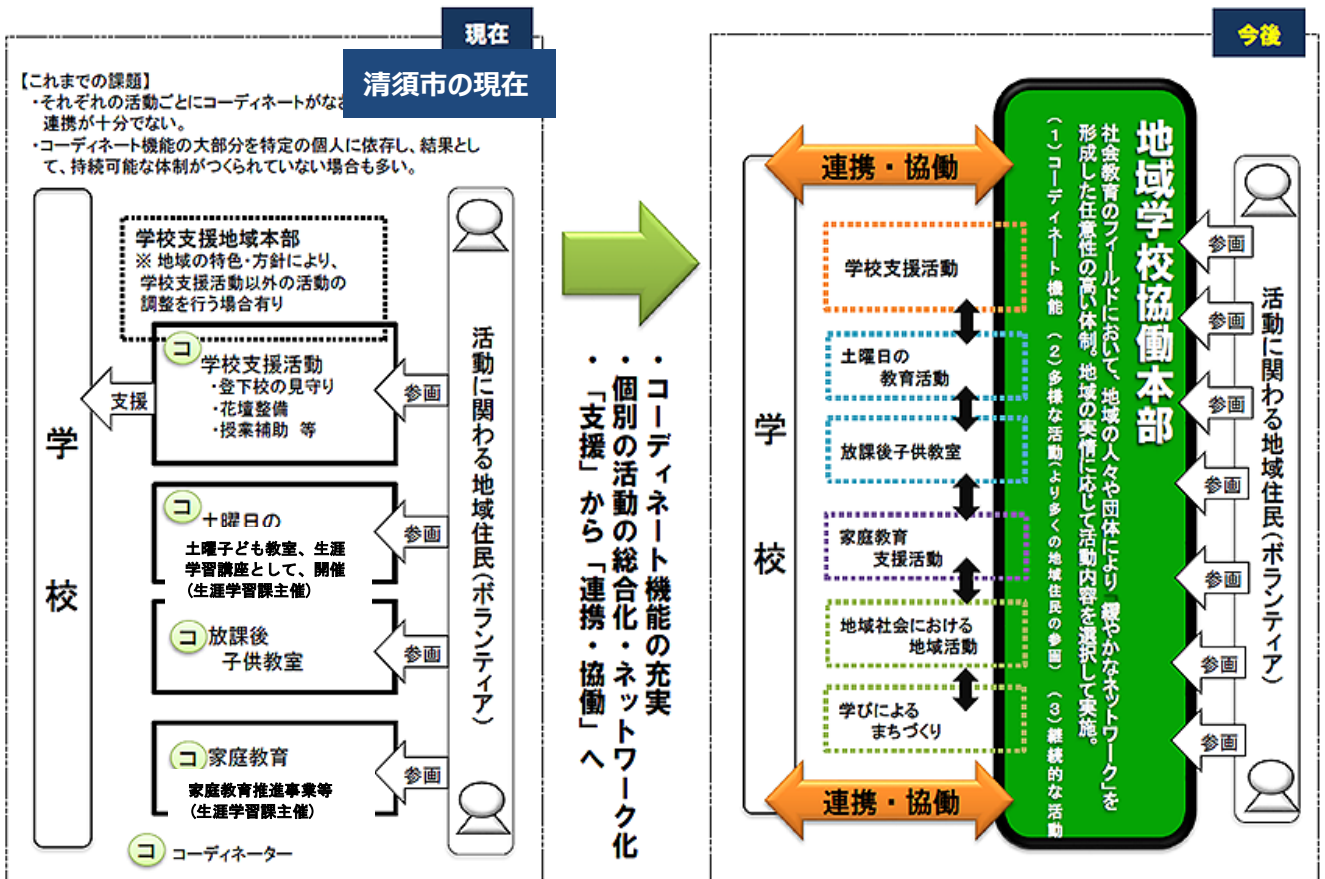
また、この方策の中で、統括コーディネーターを配置し、コーディネーター同士のネットワークを推進している本市の取り組みが、先進事例として、紹介されています。

平成29年には、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置が努力義務となり、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子ども達の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法も改正されました。これにより、本市においても、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向けて、動き出すこととなりました。

清須市の現在の状況

- ① 学校支援活動…学校支援地域本部事業は、14年間の実績と、統括コーディネーターを含む地域コーディネーター22名が、12小中学校すべてに配置され、学校支援ボランティア登録者も230名を超え、着実に学校支援活動をおこなっている。
- ② 土曜日の教育活動…土曜子ども教室、生涯学習講座として、開催している。
- ③ 放課後子供教室…全8小学校にて、実施。各教室に、会計年度職員として、コーディネーター、支援員が配置されている。
- ④ 家庭教育支援活動…家庭教育推進連絡協議会の開催、家庭教育講演会、尾張地区家庭教育推進運営協議会、親子ふれあい広場(子育てネットワークerふわふわへ委託)、家庭教育推進事業(小学校8校及び家庭教育支援チーム「チームMOMO」へ委託)、家庭の日事業等。

今後の地域における学校との協働体制(地域学校協働本部)の在り方 ~目指すべきイメージ~



清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」

「清須市第2次総合計画」の基本理念に基づき作成された「清須市教育大綱」「清須市生涯学習推進計画」のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します

3 地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

地域学校協働本部とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されたものです。

学校支援地域本部等がすでに構築されている地域においては、その体制を基盤として、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、地域学校協働本部へと発展させていくことが期待されます。地域が学校・子どもたちを応援・支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けて、取組を推進していくことが重要です。

また、従来の個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要です。このためには、活動に関わる地域住民や学校が、どのような将来構想のもとにそれぞれの活動を実施しているのかを把握し、総合的な視点による活動を推進することが大切です。

新しい時代に対応できる学びをより一層進化させる必要があります。将来を担う子どもたちの教育を支えるため、幅広い層の地域住民や企業・団体等の参画により、地域学校協働活動が推進されることが求められています。これからの未来を生きる子どもたちには自らの人生を切り拓いていく逞しさ、その基盤ともいえる知恵や体力、人間性といった資質・能力を幼児期から義務教育段階をとおして身に付けていかななくてはなりません。そして、やがて自立したひとりの人間として心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び続けるとともに地域社会には主体的に関わり、多様な人々と協働しながら将来を創り出していく人づくりが、ますます必要となります。

(1) 連携協力体制の整備

・社会教育法第5条第2項及び第6条第2項では、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制を整備することについて規定しています。このため、まずは、教育委員会における担当部署と責任者、首長部局の関係部署との役割分担を明確にするとともに、関係者との継続的な連絡体制を整備することが重要です。

・地域学校協働活動の推進には、教育委員会において社会教育や生涯学習を担当する生涯学習課と学校教育を担当する学校教育課の連携・協働が大切です。連携・協働の手法としては、それぞれの特色や実情に応じて、定期的な会議や打合せの実施、両者の共催による研修の実施等が考えられます。

・地域学校協働活動の実施に当たって、教育委員会において、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」や、活動に参画する地域ボランティアの身分、権限、責任、役割分担等について明確にしておくことが重要です。その上で、これらの者に適切な人材を得られるよう、人材の発掘や選任の方法や、事前説明、研修等の仕組みを整備しておくことも大切です。

現在活動している地域コーディネーターを中心に、さらなる機能強化と、中長期的な視点に立って、新たな形での配置を検討していきます。

(2) 地域と学校における将来構想（ビジョン）の共有、目標設定及び計画の策定

・将来構想の共有・目標の設定

地域学校協働活動の推進においては、具体的な体制整備や普及啓発に取り組むことが必要ですが、本市における地域づくりや教育政策の方針等を踏まえ、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子どもを育てていくのかという将来構想（ビジョン）を検討し、明確にすることも重要です。清須市のまちづくりの基本理念・・・「安心」・「快適」・「魅力」・「連携」を掲げ、教育のみならず地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局で検討し共有することが期待されます。

(3) 地域の特色をふまえた計画の策定

・将来構想・目標の達成に向けて、教育委員会は、地域における地域学校協働活動の推進のために取り組むべき施策についての計画（推進計画）を策定し、関係者で共有することが効果的です。この推進計画で目標を達成するために、どれくらいの期間でどのような施策や取組を行うのかを具体的に示すとともに、特に重点的に取り組むべき施策等を示すことなどの工夫が考えられます。

(4) 活動場所の確保

・地域学校協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、地域学校協働活動推進員などのコーディネーターや地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースをできるだけ確保することが望まれます。恒常的に推進員や地域ボランティアが集まることのできる場があることにより、人や情報が集まりやすくなり、地域連携担当の教職員と推進員の連絡・調整の円滑化にも寄与することが期待されます。また、「子どもの第三の居場所」として、行政、NPO、市民、企業、研究者の方々と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指すことができます。

現在、西枇杷島会館1階にて、会議室を確保していますが、地域学校協働本部の発展のためには、機能的な場所の確保が、今後の課題となります。

(5) 放課後子供教室について

・本市においては、市長公約の下、全小学校において、放課後子供教室が実施されていますが、今後は、地域住民等との連携・協働を促進し、地域における地域学校協働活動の目標や計画を踏まえて、学習・体験プログラムを実施していくことが重要です。伝統文化体験や郷土学習、昔遊び等を取り入れたり、子どもの教育にとって重要な体験プログラムや学習支援等の充実を図っていくこと等が考えられます。

・放課後等の学習・体験活動の実施を通じて、地域住民等が子どもたちと学校の教育活動外の時間帯に接することは、子どもたちの放課後等における豊かな学びにつながるとともに、子どもたちの多様な側面を地域の住民等が理解することにもつながります。

・政府では、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえつつ、共働き家庭の子どもたちの生活の場である放課後児童クラブ（学童）と放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの放課後の学習・体験活動を充実する等、総合的な放課後対策を推進しています。教育委員会は、政府の政策動向にも留意しつつ、各種補助制度等も適宜活用して、放課後児童クラブを所管している子育て支援課と連携・協働し、放課後等の学習・体験支援活動のプログラムの企画段階から放課後児童クラブの関係者と連携して、充実した体験・活動プログラムを企画し、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができるような連携方法を検討・実施していくことが期待されます。

・本市においては、児童館内における放課後児童クラブ（学童）の歴史が古く、共働き家庭の生活の場として、定着しているため、放課後子供教室を利用する子供の中には、学校がある日は、放課後子供教室へ、夏休み等の長期休日は、放課後児童クラブ（学童）を利用する子どもも、少なからずいます。両方を使い分けることは、大人の観点からは、とても良い方法であると考えられる一方、低学年の子どもたちにとっては、とまどうことも多く、安心・安定な居場所づくりとは、言い難い状況です。

放課後児童クラブ（学童）は、児童福祉法をもとに①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業となっています。

一方、放課後子供教室は、すべての子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

低学年における学習習慣の定着は、確かな学力への礎となります。地域学校協働活動の下での、放課後子供教室では、地域住民が環境学習、防災学習等を通じて地域を支える活動や、まちの歴史・文化を学ぶ体験活動等、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、家族や地

域のきずなを深める「学びあい、支えあう」学習活動を推進し、地域の活性化を促進することができます。

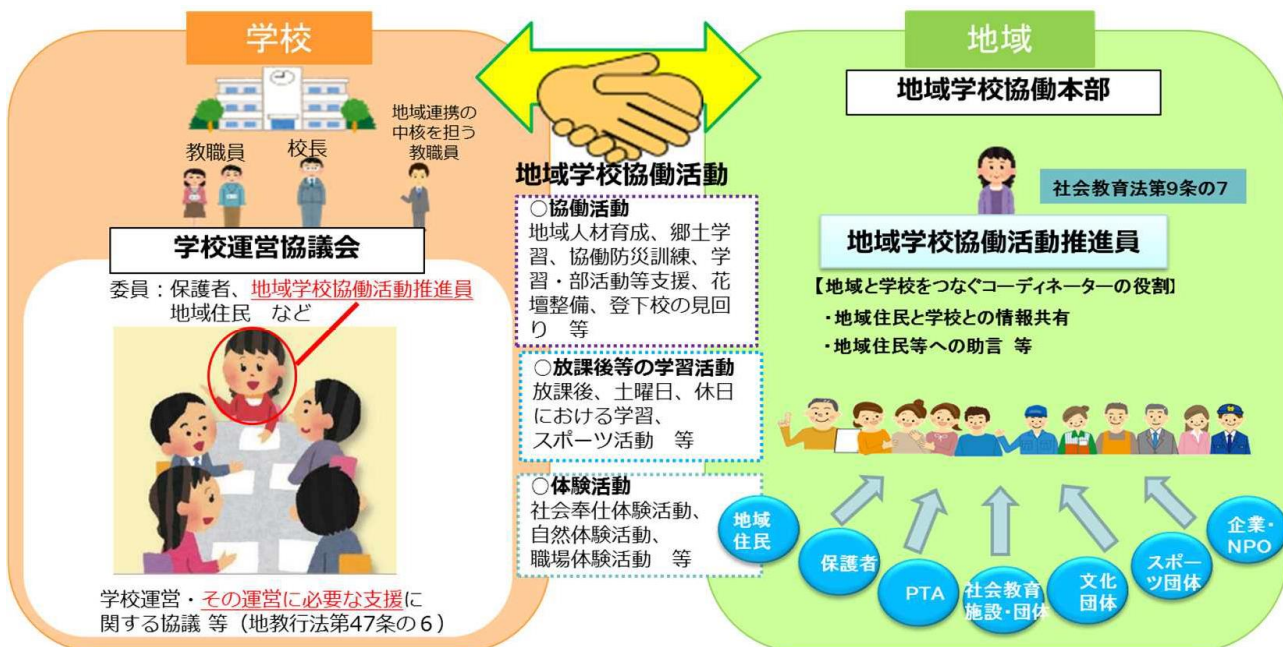
地域における子どもの安全確保を図ることは、地域における教育力を考える上で必要不可欠なことであり、地域の大人の協力を得て、防犯ボランティア活動を一層推進することもできます。

地域の教育力の向上に果たす文化・スポーツの役割も重要であり、地域における伝統文化の継承などの文化活動や、誰もがいつまでもスポーツ活動に親しむことができる環境の整備などもさらに推進することが、できます。

放課後児童クラブ(学童)と、放課後子供教室の両事業を、小学校内で一体的に実施することで、清須市全体の教育力の向上が、見込めます。

4 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的推進について

・学校運営協議会は、地方教育行政法第 47 条の 6 に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして設置されるものです。地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が機能することにより、地域住民等の意見を学校運営に反映させながら、幅広い地域住民の参画により、子供たちの成長を支える活動の活性化につながるなど、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されています。



・平成 27 年 12 月の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プランを踏まえ、平成 29 年 3 月に地方教育行政法が改正され、学校運営協議会において、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなったほか、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う方を委員として追加するなどの制度の見直しが行われました。

・地域学校協働本部が学校運営協議会と効果的に連携することにより、以下のような効果が期待できます。

- 学校運営の改善と連動した地域学校協働活動の推進
- 地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- 子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり
- ・地域学校協働本部と学校運営協議会が整備・設置され、両輪となって、地域と学校との連携・協働が推進されていくことが望めます。両者が円滑に連携し、両者の機能を効果的に高めていくため、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員として学校運営に必要な支援に関する協議に参加するなど、普段からコミュニケーションや情報共有を行うことが重要です。

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第 47 条の 5)に基づいた仕組みです。

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することを目指します。
- ・本市すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討していきます。本市においては、学校評議員制度があり、十分な活用の実績があるので、この評議員制度を土台として、学校運営協議会へ移行することが、より実効性があります。
- ・学校運営協議会の委員については、学校と教育目標を共有しながら、学校や子どもたちの課題解決や教育活動の充実に向けて建設的な議論ができる適切な人材が求められますが、人選に当たっては、大学生等の若い世代、障害者等幅広い人材から選出することや男女のバランスにも留意が必要ですが、立ち上げ時は、学校評議員から選出することを想定し、今年度は、学校評議員の方々に、コミュニティ・スクールの役割や意義、類似の仕組みなどとの違いを認識してもらうために、資料等を作成していく予定です。

また、地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の委員として学校運営に参画することが地教行法に規定されており、学校運営協議会での協議内容等を地域の実践活動につなげるためにも委員として人選されることが必要であるため、勉強会を開催予定です。

令和5年度には、学校毎に「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置する予定です。

学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子どもたちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。

学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「**対等な立場**」で**学校運営の当事者**として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- ・学校・家庭・地域において、**共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能**となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- ・コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する**説明責任の意識が向上**するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かな**PDCAサイクルを確立**しやすくなります。

（2）地域学校協働活動の実施

学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組みます。

本年度より、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指します。

本市においては、市で1つの学校支援地域本部を運営してきた実績も踏まえ、1つの地域学校協働本部といたします。

5 コーディネート機能

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

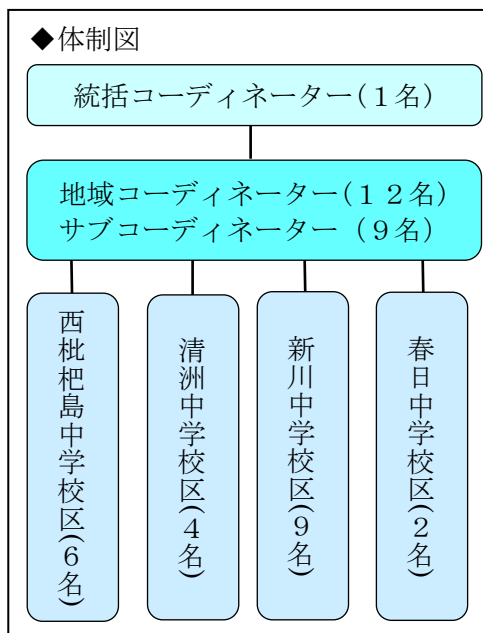
改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされています。また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

これに伴い、本市においても、今年度より、「地域学校協働活動推進員」を設置することになりました。今年度は、統括コーディネーターと地域コーディネーター 12 名、計 13 名が「地域学校協働活動推進員」として、委嘱されました。サブコーディネーターについては、昨年度同様、地域コーディネーターを補佐していただく旨の契約書を、取り交わしました。コーディネート機能をさらに、充実させていくためには、コーディネーターが、組織的に、チームとして、機能することが重要であると考えています。来年度以降は、

サブコーディネーターを含めたメンバー全員を、「地域学校協働活動推進員」と位置づけたいと考えています。コーディネーター会議や研修会等の機会を設け、スキルアップに努め、コーディネート機能を充実していく予定です。また、各学校 2 名以上の配置を目指し、引き続き、コーディネーターの増員に努めます。

本市における地域コーディネーターは、特別な資格を有するものではなく、元 P T A 役員や、学校支援ボランティアとして、学校に関わる中で、人望の厚い、ボランティア精神のある方々に、コーディネーターを引き受けていただいております。設立当初より、関わっているコーディネーターもいれば、2 年目という方もいらっしゃいます。

ボランティアのリーダーを引き受けたつもりが、いつの間にか、「地域学校協働活動推進員」という肩書がつき、戸惑いもあります。しかしながら、一人一人の献身的な支えがあってこそ、本市の地域学校協働活動は、成り立っています。地域と学校、学校とボランティアを、緩い形で、まとめあげるために必要な人材です。活動開始から 15 年という月日の中で、地域コーディネーターを若い世代に引き継いでいくことも、念頭にいれながら、それぞれのライフワークに合わせたコーディネートを目指していきたいと考えています。



6 多様で、継続的な活動の推進

(1) プログラミング教育への支援

平成 27 年度より、愛知县委託事業「シニア地域デビューモデル事業」において、取り組んだビジュアルプログラミング言語「ビスケット」を用いたプログラミング学習を継続的に推進しています。今年度も、昨年度に引き続き、土曜子ども教室(サタデーキッズ)にて、開催予定です。

また、プログラミング学習推進のためには、専門的知識を有する学習支援ボランティアが、必要になるため、学校支援ボランティアプログラミング養成講座を開催し、専門的学習支援ボランティアの育成にも努めてまいります。

(2) 「親子わくわくプラザ」(子ども食堂)の開催

すべての子どもたちが、それぞれの輝く未来に向けて、夢と希望を持って成長できるよう、「学び」「食」「あそび」の 3 つを 1 つの事業として展開していくことで、地域にある様々な機関・団体等や、世代を超えた地域ボランティアと連携を図ることができ、子どもを中心とした地域の絆づくりへと発展させることができると考え、地域コミュニティの場所をつくることによって、

- ・子どもの居場所づくり
- ・子育て中の母親支援
- ・大人のたまり場を、目指す「親子わくわくプラザ」(子ども食堂)の開催を予定しています。

① 幼児期からの、発達段階に応じた「学び」の場の提供

学習支援については、学校支援ボランティアの中から特に、リーダーとして教員 OB に依頼。

幼児については、子育てネットワークわくわくに依頼。

②「食」の提供とともに、親子と地域をつなぐ居場所の提供

食事の提供については、地域ボランティアグループ「にしび友愛給食会」が主となり、千春会や、ボーイスカウト等、地域の多様なボランティア団体に協力を依頼。

③絵本の読み聞かせや、コンサート、茶道教室、プログラミング教室等、多様な文化や、運動等の機会の提供。

プログラムを実行する上で、学校支援ボランティア、地域ボランティア、スポーツ推進員等へ協力依頼することにより、地域との協働体制の礎となります。

「親子わくわくプラザ」は、子ども食堂の枠に収まることなく、地域における「第三の居場所」としての機能を模索しています。コロナ禍において、子ども食堂や、居場所拠点の運営は、非常に難しいものとなっていますが、全国的な居場所拠点拡大に向けた機運を捉え、子どもの包括的支援体制を確固たるものにしていくためには、現状のコロナ禍においても、子どもと「つながり続ける」「支え続ける」あり方を模索し続ける必要があると考えています。

第三の居場所とは、家庭でも、学校でも職場でもない、第三の居場所で、カフェやバー、コミュニティセンターや図書館、公園や広場など創造的な交流が生まれるような心地良い場所を指します。子どもだけでなく、大人にとっても、必要な場所となることを目指します。社会的居場所の中で、地域との結びつきを重視し、「ふれあいの居場所」を「地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることにより、自分を生かしながら過ごせる場所。そこでのふれあいが、地域で助け合うきっかけにつながる場所」が、必要であると考えています。多世代が自由に往来し日常的に顔をあわせるなかで、それぞれが社会的役割を見出すあるいは確認できる場所であり、地域コミュニティの活性化につながります。

地域コミュニティの活性化によって、近隣住民同士のつながりが生まれ、防災意識向上や災害時に備えた準備喚起などを促すことができます。同じ地域に暮らす人同士が「共同体意識」を高めることで、その土地に愛着を持ち定着したり、高齢になっても安心して生活できる場所がつくられていきます。自分らしくいられるコミュニティを増やすことは、自分自身のライフスタイルを見直すきっかけにもなるでしょう。

7 学校における学校支援ボランティアの継続的な活動

(1) 読書活動推進の支援

「読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年(2000年)を「子ども読書年」とすることとする。」衆参両議院本会議において、『子ども読書年』とする決議が採択されました。

これを受けて、古城小学校では、保護者による平成14年に読み聞かせグループ「HAPPY×2(はっぴいはっぴい)」が誕生しました。その後、清洲小学校「プラタナス」清洲東小学校「びっくりばこ」等の読み聞かせグループが立ち上がり、平成20年以降、学校支援地域本部事業として、西枇杷島小学校「smile(スマイル)」星の宮小学校「星のしずく」が、活動を開始しました。読書推進は、読み聞かせだけではなく、本の修繕や、図書室の整備等の活動があります。新川中学校、春日中学校、春日小学校、新川小学校、桃栄小学校においても、定期的な図書整備が、学校支援ボランティアによって、行なわれています。

また、西枇杷島中学校では、昨年度、図書委員の生徒たちと図書修繕の講座を開き、ボランティアとともに、図書修繕をおこないました。今年度も、継続して、生徒たちとともに、図書修繕をおこなっていきたいと考えています。図書修繕講座は、図書館に講師をお願いしたり、学校支援ボランティアに、講師をお願いしながら、取り組みたいと考えています。

今年度より、読み聞かせボランティアを再開する環境も、整いつつあります。

新川小学校では、新たな読み聞かせボランティアを募り、春の読書週間において、読み聞かせを実施する予定です。2学期以降、他の学校においても、読み聞かせの再開が待たれます。

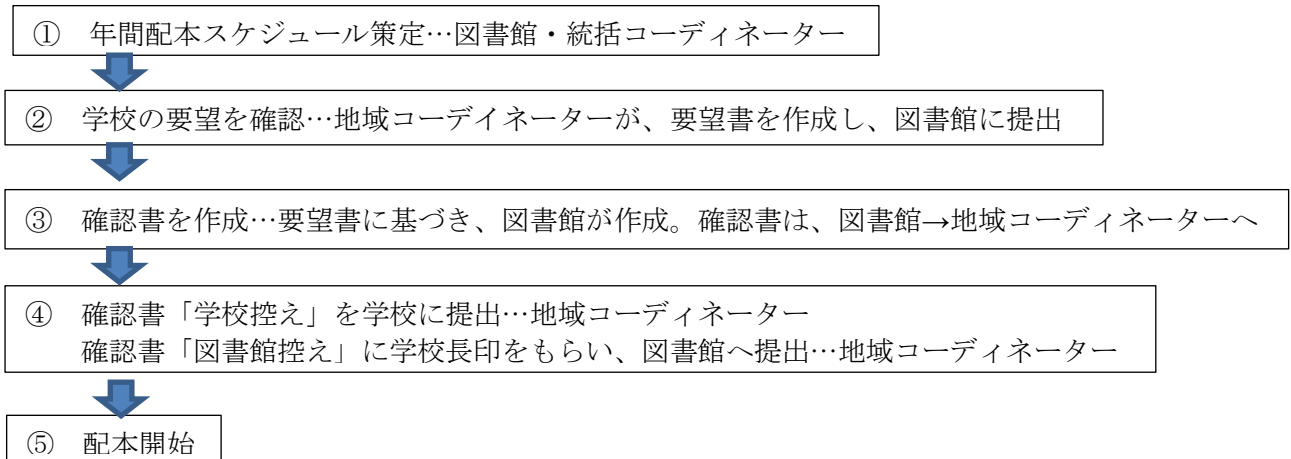
教室での読み聞かせは、机を動かすことなく、授業をする体制のまま、大型絵本や紙芝居を用いて、新型コロナ感染症対策を講じながら、活動していけたらと考えています。

本市における学校支援地域本部事業は、清須市立図書館開館以来、図書館と連携し、公立図書館の資料を市内の学校に貸し出す活動にも、力を入れてきました。清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」西枇杷島小学校「クロモッチーLibrary」が、先駆者的存在ですが、昨年度より、図書館との連携事業を「学校配本」として、市内全ての小中学校への貸し出しを開始いたしました。

今年度も、図書館連携「学校配本」については、「読書支援」と、「授業用貸出支援」を、2本の柱として展開していきたいと考えています。

- ◎「読書支援」については、図書館にて、中学校用 525 冊小学校用 600 冊を、予めセットとして、準備しており、年間配本スケジュールに基づき、赤帽(通称)より配送されます。

※赤帽…全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会に所属している、軽トラックを使った運送業者



- 中学校 4校 25 冊セット×6 箱 150 冊

西枇杷島中・清洲中・新川中・春日中					
配本日	返却日	配本日	返却日	配本日	返却日
4/28(木)	6/29(水)	10/5(水)	11/24(木)	1/31(火)	3/24(金)
7/6(水)	9/28(水)	11/30(水)	1/25(水)		

※清洲中学校「きよ丸文庫」西枇杷島中学校「きずな文庫」として活動

※春日中(75 冊)

- 小学校 25 冊セット×6 箱 4 校を 1 グループとして、2 グループで、配本

①西枇杷島・古城・新川・春日		②清洲・清洲東・桃栄・星の宮	
配本日	返却日	配本日	返却日
4/27(水)	6/10(金)	6/17(金)	7/29(金)
9/2(金)	10/21(金)	11/4(金)	12/23(金)
1/11(水)	2/15(水)	2/21(火)	3/24(金)

※桃栄小(75 冊)※古城小学校の返却日 6/8(水)。清洲東小の配本日 6/10(金) に変更有。
低学年・中学年・高学年セットを配本予定

学校名	セット内容(4/27～)	セット内容(9/2～)	セット内容(1/11～)
西枇杷島小	高学年向け	低学年向け	中高学年混合
古城小	低学年向け	中高学年混合	低中学年混合
新川小	低中学年混合	高学年向け	低学年向け
春日小	中高学年混合	低中学年混合	高学年向け

学校名	セット内容(6/17～)	セット内容(11/4～)	セット内容(2/21～)
清洲小	高学年向け	低学年向け	中高学年混合
清洲東小	低学年向け	中高学年混合	低中学年混合
桃栄小	中高学年混合	低中学年混合	高学年向け
星の宮小	低中学年混合	高学年向け	低学年向け

※図書館から配本される冊数を昨年の100冊より、図書館様のご協力により、今年度は、150冊に、増やすことができました。(春日中・桃栄小については75冊)

地域学校協働本部に、若干の寄贈図書があります。本を入れる箱やカゴも、ご用意できます。図書館からの150冊を基本に、図書の増減や学年・クラス別に分ける等、学校毎に利用しやすい形で、提供したいと考えています。

※小学校については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアが介在することなく、学級文庫等の活用のしやすいように、今年度も、低中高学年のセットを組みました。

①低学年向け ②低中学年混合 ③中高学年混合 ④高学年向け となっています。

◎「授業用貸出支援」については、読書支援の流れと同様に、地域コーディネーターが、学校の希望をより具体的に聞き取り、要望書を作成いたします。図書館により確認書が作成されます。

以前より、図書館の資料を活用される先生方は、先生が直接、図書館へ貸し出し依頼をし、先生が直接、図書館へ取りに行き、返却をしていました。

地域学校協働本部と、清須市立図書館の協議により、地域学校協働活動事業については、赤帽を利用し、図書を学校に届け、返却の際には、学校に取りに行くということが、できるようになりました。先生方の要望を、地域コーディネーターが、細かく聞き取り、図書館につながるシステムです。

地域コーディネーターにとっては、学校の負担にならない活動を試みなければならず、新たに始める学校への説明も上手くできるか不安に思っている地域コーディネーターもいます。この学校配本事業を機に、地域コーディネーターと学校、地域コーディネーターと図書館との、連携が進むことが、地域学校協働活動への大きな一歩となると期待しています。また、各学校における地域コーディネーター複数体制についても、さらに進むことを期待しています。

本来であれば、図書館の蔵書数が増え、各学校の要望に速やかに応えられる体制を整え、丁寧な説明の下に、進めていく事業であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等により、学校図書館にも自由に入出できない子ども達の様子や、ボランティア活動を制限されている現実を鑑みて、活動できることを模索した結果、今年度も昨年度同様、重点目標として、「学校配本」を掲げることにいたしました。

地域学校協働本部としては、学校側の負担がないよう配慮しながら、全学校の先生方に、広く知っていただき、活用していただきたいと思っております。

しかしながら、学校毎に、学校図書館の蔵書数や児童生徒数等の違いもあることから、それぞれの学校に適した活動を構築していきたいと考えていますので、ご理解ご協力お願いいたします。

(2) 防災教育推進支援

①大型紙芝居「忘れない東海豪雨」の実演

西枇杷島小学校、古城小学校、春日小学校において、実演予定

②防災訓練の補助

西枇杷島中学校にて3月中旬実施予定

(3) その他の支援

- ・PTA総会・懇談会時の1年生の預かり事業(2年間はコロナ禍のため中止)

西枇杷島小学校、清洲小学校、清洲東小学校にて実施いたしました。

- ・新川小学校では、1年生の給食の見守りボランティアをおこないました。
- ・清洲小学校では、身体測定、視力検査、内科健診、耳鼻科健診、就学時健診、校区探検の付き添い補助、学校公開や運動会での、保護者受付を、予定しています。
- ・清洲東小学校では、週末の植木鉢の水やり作業を予定しています。
- ・星の宮小学校では、家庭科ミシン実習補助、除草作業等を計画中です。
- ・小学5年生対象の野外学習の当日支援を、ボーイスカウトの方々に依頼されている小学校が、数校あります。キャンプファイヤーの旗組立て等、専門的知識を持ったボランティアの指示の下、学校支援ボランティアが補助することにより、支援を希望するすべての小学校での支援が可能となるように、今年度より、ボーイスカウトの方々と積極的に連携していきます。

今年度は、ボーイスカウトの方に声をかけていただき、参加したケースと、学校支援ボランティアのみ参加したケース、ボーイスカウトの方のみで参加したケースがありました。来年度は、各学校の希望にできるだけ寄り添える支援を目指していきたいです。

8 おわりに

地域学校協働活動への整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素を必須とすることが重要とされています。本市における学校支援地域本部事業は、「読書活動推進の支援」と「防災教育」を、大きな2本の柱として、また、この3要素に着目し、活動してまいりました。地域学校協働本部事業に移行した今年度も継続して、活動していく予定です。

また、平成31年1月に取りまとめられた、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」においても、「学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切。」とされました。

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化においては、これまで教師が担ってきた業務において、「基本的に学校以外が担うべき業務」として、

- ①登下校に対する対応
 - ②放課後から夜間などに対する見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ③学校徴収金・管理
 - ④地域ボランティアとの連絡調整
- 「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、
- ⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）
 - ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等）
 - ⑦校内清掃（輪番・地域ボランティア等）
 - ⑧部活動（部活動指導員等）

業務の在り方に関する考え方が、整理され、その業務内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が、担うべきと明記されました。

今後は、「基本的に学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」を、積極的に地域学校協働活動へ、移行させていくことが求められています。

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示されました。その後、平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」とされ、また、国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年11月）参議院文教科学委員会の附帯決議（同年12月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘されました。さらに、令和2年9月には、スポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている。」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が、休日の部活動に従事しないこととする」と示されました。こうした数次にわたる運動部活動改革の取組を受けて、令和3年10月に、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、運動部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が設置されました。

令和4年4月26日に開催された検討会議の改革の提言案によると、少子化による廃部で子どもの選択肢が減ることや、教員の長時間労働などの課題に対応するため、運動部活動のあり方を抜本

的に変えようと検討を重ね、今後3年間の「改革集中期間」を設け、休日の部活の移行をおおむね達成することを目指すとされています。将来に向けて、平日活動の移行も推奨するとしています。

これまでの部活動も、専門性の高い学校外の指導者が、顧問を務める教員の補助役として指導にあたるなど、地域との連携は行ってきました。しかし、今度は部活動が、学校外に出ていく構図になります。

学校部活動から地域部活動への転換は、子ども達にとっては、活動の幅が広がったり、様々な価値観を持つ人との交流の中、大きく成長できることが、期待できます。

学校や教員にとっては、部活動指導の負担が減り授業準備など本来業務により時間とエネルギーを割けるようになります。地域との関係性が強まることで、部活動以外でも連携しやすくなります。

地域にとっても、地域のスポーツや文化活動が活性化し、指導者も愛好者も増えることが期待できます。地域の中での連帯、関係性、ソーシャル・キャピタルが向上し、部活動以外でも役立つことになり、地域人材にとって生きがいや健康につながるものが、期待できます。

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となります。

多様で継続的な活動を進めるために大切にしたい地域学校協働活動ですが、具体的には、どのように推進していけば良いのか、本市においては、まだまだスタート地点に立ったにすぎません。

推進するための大きな要素として、

- ①コーディネーターの人材の開拓と確保。持続可能な推進体制などによる地域と学校の連携システムの構築
- ②地域住民、保護者、地域組織や企業、行政機関、職員等への普及・広報・啓発活動の促進
- ③地域住民の理解とボランティアなどの協力者などへの絶え間ない人的組織的資源の開拓
- ④子どもの育ちの課題に寄り添い地域の特性を生かした協働プログラムの開発
- ⑤住民参加型コミュニティ・スクールなどの「チーム学校」への発展などが、考えられています。

そのような要素は、地域と学校の相互信頼や努力によって成果を上げることができるものであると言われています。また、子ども達や保護者、ボランティア、公民館等の社会教育施設、学校が協働活動の成果を共有する互酬的な関係づくりも大切な要素です。

- ①地域と学校がともに課題と目標を共有しその解決のためにもともに行動すること。
- ②協働活動のビジョンを明確に示して、透明性のある開かれた組織運営に努めること。
- ③協働活動を出発点にして、地域の活性化やまちづくりに発展させるなど、活動の更なる進化を意識した取組を行うことが求められます。

まちづくりへの発展を意識した協働活動のプログラム開発は、常に新鮮で多様性に満ちた活動を継続的に進めるために大切な視点です。まちづくりと捉えなおすことで新たな教育資源を発掘することが可能になり、協働活動のマナー化やステレオタイプ化を脱出して、多様なスキルを持つボランティアの参加の輪を広げ、より創造的で魅力的なプログラム開発へと実を結ぶことができると、考えられます。

学校における働き方改革や、PTA活動の在り方、部活動の在り方等、課題は、山積みです。すべてが、地域学校協働本部が担うべきものではありませんし、行政部局が、どのような位置づけに地域学校協働本部を置くかによっても、活動は限られます。しかし、地域学校協働活動が、円滑に行えることこそが、様々な課題解決の近道のような気がします。

地域学校協働活動を推進することは、前例のない事業となります。様々な機関・関係者が連携協力しながら取り組んでいかなければなりません。目に見えた成果がすぐに表れるものでもありません。地道な活動を続けることにより、10年後20年後を見据えた持続可能な活動となるように、各学校との連携を強化し、地域づくりの基盤となるよう、子どもたちの成長を支える一役を担っていただけるような体制づくりに努めていきたいと考えています。

また、地域学校協働活動を支える拠点づくりも必要です。地域学校協働活動を支えるボランティアと活動の場を結びつけるコーディネート機能は、ますます重要となることでしょう。地域学校協働本部やボランティア活動支援センター、あるいはこれに代わる推進拠点などがコーディネート機能を担う要となる拠点づくりに向けても、体制づくりとともに、進めていきたいと考えています。